

# 重 要 事 項 説 明 書

(施設介護サービス<ネット型>利用契約書)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人英楽会
法人所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池10番地
代表者氏名	理事長 田辺 宏章
電話番号	052-625-0294

## 2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム楓林花の里南館 (指定番号: 2371403128)
施設の所在地	名古屋市緑区大高町字上蝮池10番地
施設長名	小島 三枝
電話番号	052-625-0294

## 3 ご利用施設あわせて実施する事業

事業の種類	名古屋市長の事業者指定	利用定数	
(名称) 楓林花の里	指定年月日	指定番号	
施設 特別養護老人ホーム	R2.4.1	2371400165	84人 (従来型)
居宅 通所介護	R2.4.1	2371400355	40人 (介護予防含む)
	短期入所生活介護	R2.4.1	2371400165 16人 (介護予防含む)
居宅介護支援事業	R2.4.1	2371400074	

## 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあっては、利用者の生きがいや、潤いのある日常生活を確立するため、健康の保持に細かく配慮し、また一人一人に優しい対応に心掛け適切な介護を実施して、個別待遇の充実を図るとともに、地域の福祉活動に積極的に参加し、待遇の幅を広げる。

## 5 施設の概要

敷地		6, 110. 35 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート造5階建(耐火建築)
	延べ床面積	2, 844. 71 m <sup>2</sup>
	利用定員	67名

### (1) 居室

居室の種類	室 数	総 面 積	1室あたり面積
個室 ABDFユニット	(40)室	558. 68 m <sup>2</sup>	13.96 m <sup>2</sup>
個室 CEGユニット	(27)室	381. 30 m <sup>2</sup>	14.12 m <sup>2</sup>

### (2) 主な設備

設備の種類	数	総 面 積	1室あたり面積
共同生活室	7室	258. 84 m <sup>2</sup>	37. 00 m <sup>2</sup>
浴室	4室	41. 82 m <sup>2</sup>	10. 45 m <sup>2</sup>
機械浴室	機械浴槽2台	本館に設置	
医務室	1室	本館に設置	
談話室	4室	51. 88 m <sup>2</sup>	12. 97 m <sup>2</sup>
多目的室	1室	37. 25 m <sup>2</sup>	37. 25 m <sup>2</sup>

## 6 職員体制 (主たる職員)

従業者の職種	員数	区分		常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤	非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
施設長	1	1				1
生活相談員	1	1				1 社会福祉士
介護職員	48	34		14		23以上 介護福祉士33名
看護職員	3		3			看護師3名
機能訓練指導員	1	1				1以上 看護師1名
介護支援専門員	1	1				1以上
医 師	2			1	1	必要数 診療科: 内科 精神科
栄 養 士	1	1				1 管理栄養士

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～17：20）常勤で勤務	4週7休
生活相談員	正規の勤務時間帯（9：00～17：20）常勤で勤務	4週7休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>早番（7：00～16：00）</li> <li>日勤（8：00～20：00）</li> <li>（11：00～20：00）</li> <li>夜勤（18：00～7：00）</li> <li>・昼間（9：00～17：00）はユニットごとに常時1人以上の職員を配置します。</li> <li>・夜間（17：00～9：00）は、2ユニットごとに1人以上の職員を配置します。</li> </ul>	原則として、4週7休
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の勤務時間帯（9：00～17：20）、原則として2～3名体制で勤務します。</li> <li>・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。</li> </ul>	
機能訓練指導	週5日、9：00～17：20まで勤務	
介護支援専門員	週5日、9：00～17：20まで勤務	
医 師	週1日（木曜日）、13：30～15：30まで（第3週は15：00～17：00まで）、勤務します。	
栄養士	週5日、9：00～17：20まで勤務	

## 8 施設サービスの概要

### (1)介護保険給付サービス

種類	内容
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は、月1回実施します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。</li> <li>機能訓練室は本館に設置（60. 61m<sup>2</sup>）</li> </ul>

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</li> <li>入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</li> </ul> <p>(当施設の嘱託医師) 氏名：中島 雄三 診療科：内科（所属病院 なかしま大高クリニック） 診察日：毎週木曜日 13：30～15：30 (第3週は15：00～17：00)</p>
栄養管理	低栄養の改善及び予防、生活機能の維持向上を図り、食べる楽しみや喜びを味わえるよう、栄養ケア計画を作成します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 生活相談員</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>主な娯楽設備 カラオケ、映画鑑賞用スクリーン</li> <li>クラブ活動（園芸、茶道、華道、書道、音楽、家庭科）</li> <li>主なレクリエーション行事 ※季節毎に事業計画書に基づき、実施</li> <li>行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。</li> </ul>

#### 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>食事はできるだけ離床して、下記時間帯を目安にお好みの時間に食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食 7：30～ 8：30 頃 昼食 12：00～13：00 頃 夕食 18：00～19：00 頃</p>
喫茶コーナー	喫茶（毎週 金曜日）※本館にて実施
売店	移動売店（第2・第4 木曜日）主に菓子類の販売 衣料売店（不定期）衣類の販売

理髪・美容	・毎月1回（第2月曜日）有ひまわりの出張による理髪サービスを利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、やむをえない場合を除き、7日前までに購入代金を添えて事務所までお申し込み下さい。
金銭管理	<p>・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。</p> <p>管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。</p> <p>お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印（原則として、1つ）</p> <p>保管場所：通帳は、本館事務所金庫 印鑑は、小金庫</p> <p>保管管理者：施設長が責任をもって管理します。</p> <p>出納方法：所定用紙にて7日前までに事務所へ請求。</p>

## 9 利用料

### （1）法定給付

区分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービス費の1割、2割、3割のいずれか) ※介護保険負担割合証の負担割合による
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

### （2）法定外給付

区分	利用料										
居住費（1日）	<table> <tr> <td>第1段階</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>2,066円</td> </tr> </table>	第1段階	880円	第2段階	880円	第3段階	1,370円	第4段階	2,066円		
第1段階	880円										
第2段階	880円										
第3段階	1,370円										
第4段階	2,066円										
食費（1日）	<table> <tr> <td>第1段階</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>第3段階①</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>第3段階②</td> <td>1,360円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>1,763円</td> </tr> </table>	第1段階	300円	第2段階	390円	第3段階①	650円	第3段階②	1,360円	第4段階	1,763円
第1段階	300円										
第2段階	390円										
第3段階①	650円										
第3段階②	1,360円										
第4段階	1,763円										

理容・美容サービス (税込)	・散髪	1回	2,420円
	・顔剃り	1回	1,320円
	・散髪と顔剃り	1回	3,520円
	・毛染め (散髪料込み)	1回	6,270円
	・毛染めのみ	1回	4,400円
	・パーマ (散髪料込み)	1回	6,820円
	・散髪と毛染めとパーマ	1回	11,100円
	※毛染め、パーマは髪の長さに応じて加算あり		
※ベッド上での施術など個別対応について加算あり			
日常生活品の購入代行サービス	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費		
金銭管理サービス	・基本サービス料 1日 50円		
電気代	・電気代 1日 1品目 60円		

食事のキャンセルは3日前の午後5時まで受付けます。それ以降のキャンセルについては、実費分をいただくことになります。

(3) 入所者の選定により提供するもの

区分	利 用 料	
特別な食事	・要した費用の実費	
日常生活に要する費用で 本人に負担いただくこと が適当であるもの	・喫茶コーナー利用代金 ・衣料売店代金 ・予防接種代金	・移動売店代金 ・日常生活品の購入代金 ・口腔ケア用特殊歯ブラシ代金

10 苦情等申立先

当施設における苦情相談窓口	苦情受付担当者 林 史典 苦情解決責任者 小島 三枝 ご利用時間 9:00~17:00 (土日・祝日除く) ご利用方法 電話 052-625-0294 面接 要予約
第三者委員	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977
行政機関その他の苦情受付機関	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜8階 電話 052-959-2592 FAX 052-959-4155

行政機関その他の苦情 受付機関	愛知県国民健康保険団体連合会 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階 電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870
--------------------	--

### 11-1 協力医療機関

医療機関の名称	南生協病院
所在地	名古屋市緑区大高町字平子36番地
電話番号	052-625-0373
診療科	内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、眼科 脳神経外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、 メンタルクリニック科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

医療機関の名称	名古屋市立大学医学部附属 みどり市民病院
所在地	名古屋市緑区潮見が丘1丁目77番地
電話番号	052-892-1331
診療科	内科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、 放射線科、整形外科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

医療機関の名称	平岩病院
所在地	名古屋市緑区鳴海町相原町26
電話番号	052-621-0002
診療科	内科、小児科、消化器内科、呼吸器内科、 循環器内科、内分泌内科、リハビリテーション科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

### 11-2

医療機関の名称	はちや歯科
---------	-------

所在地	名古屋市緑区有松愛宕315番地
電話番号	052-623-6776
診療科	歯科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設の運営が円滑に行われるよう協力病院として老人福祉の向上に尽力することに同意します。

## 1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのつり対応を行います。		
近隣との協力関係	特別養護老人ホーム緑生苑と、非常時の相互の応援を約束しています。		
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム楓林花の里消防計画」にのつり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。		
設備名称		設備名称	
スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
避難階段	有	屋内消火栓	有
自動火災報知機	有	非常通報装置	有
誘導灯	有	漏電火災報知機	有
ガス漏れ報知機	無	非常用電源	有
カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年10月24日 防火管理者：田島 祐樹		

## 1.3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度事務所に届出てください。面会時間 9:00~20:00
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行先、帰宅時間、連絡先を事務所に申出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	緑区内の協力医療機関等への受診については、当施設職員が付き添います。それ以外の医療機関の受診については、身元引受人の方に付き添いをしていただきます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないように

	してください。
鍵の管理	入居時に居室の鍵をお渡しします。ご自身の責による紛失等については、付替えにかかる費用（実費相当分）をいただきます。管理に不安のある方については、施設側でお預かりすることも可能です。
所持品の管理	利用者ご自身で管理していただきます。
現金等の管理	利用者ご自身で管理していただきます。ご自身の責による紛失等については、責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持込および飼育はお断りします。

#### 1 4 第三者評価の実施状況 実施無

#### 1 5 虐待の防止のための措置

当施設は、虐待の発生又はその再発を予防するため、次の措置を講じます。

- (1) 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当施設における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

#### 1 6 身体的拘束及びその他の行動の制限に関する措置

- (1) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び行動を制限する行為は行いません。
- (2) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体的拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、施設が別に定める「身体拘束廃止委員会」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めます。